



ビオトープ・ニュース080

発行日 2015/09/27

発行：日本ビオトープ管理士会 徳島支部
 事務局：徳島市山城町東傍示 5-281 新弘測量設計㈱内
 事務局長：東條芳頭 TEL：088-622-5688

■ビオトープ・サロン 生物多様性 ～自然を守れば自然が守ってくれる(その1)～

自然を守れば自然が守ってくれる…生物多様性COP11の標語です。東日本大震災では「未曾有」という言葉をよく耳にしました。未曾有とは「未だ曾て有らず」と訓訳されますが、あくまでも現代人にとって「今までに一度も無かった」のであって、石碑や古い書物に示されているように長い歴史の中では繰り返されてきたというのが事実です。今号は、次号との2回にわたって、最近の自然災害(自然現象)と土地利用に関する話題です。(編集局)

【今こそ、国家百年の大計で!】

記者：樫本幸実(会員)

第二次阿部内閣は「危機突破内閣」と命名され、所信表明の中で「国土強靱化の推進」があげられました。…私は思わず「この期に及んで強靱化ではなく柔軟化しろ!」と心の中で叫んでいました。そして、「美しい国づくり内閣」を思い起こしました…第一次安倍内閣です。

1. 国土強靱化と美しい国づくり

わが国の多様で美しい国土は、火山や地震と津波などの地殻変動、台風と洪水などの風雨によって造られたものではないでしょうか。そして、人が多く住む都市や集落は、その多くがかつての三角州や氾濫原、扇状地や崩積地に形成されていることをしっかりと認識しておく必要があるはず。つまり、都市も農山漁村のいずれも、安住の地ではなく時限付きの場所ということを前提として、持続可能社会を築いていかなければならないのです。これは言うまでもなく容易なことではありません。

2. 防災・減災・共災・克災

「防災から減災へ、そして共災へ。」たしか、阪神大震災の直後に聞きしたと記憶しています。その後、「減災」は市民権を得ましたが「共災」は忘れ去られたようです。防災や減災は述べるまでもなく、ここでは「共災」と「克災」についてふれてみます。

「共災」は、言葉自体は新しくありませんが、私は「災害を認め、自然の摂理や秩序を深く理解しその許容範囲内で、折り合いをつけながら共に生きること。」と理解しています。これは正に、かつての日本文化にそれを見ることが出来ます。自然が時として引き起こす大変動は、「持続可能へのリセット」かも知れません。また、自然は「災い」とともに「恵み」をもたらすことも事実で、この「恵み」は「生態系サービス」そのものであり、自然(地球)のダイナミズムと多様な生物がそれを担っています。このことから、換言すれば「共災は人間と自然との望ましい関係を結びこと。」そのためには少々の痛みやがまんを伴いつつ覚悟をもって「折り合い」を見出すこと。

「克災」は、東日本大震災を機に登場した感があります。涌井史郎氏(東京都市大学教授)によると「災害を克服する精神」、つまり、過去幾度となく繰り返された災害に屈せず、「土地を捨てず、場所との絆、人との絆と叡智によって復興に立ち向かい、災害を克服する精神を高めること」と説いています。

3. 住まい方・暮らし方

国土強靱化の流れに伴い、東北地方に限らず各地で、高台移転や高盛土等とともに復興まちづくりが進められていますが、自治体それぞれに様々な問題が山積している現状があります。

こうした中で、「事前復興」という取組が推進されています。私が「事前復興」という言葉を知ったのは東日本大震災以降ですが、復興準備計画は、必然となっている巨大地震や未曾有の災害に対し、将来にどのように対処していくかを事前に計画しておくことのように思っています。東日本大震災によって自然の猛威と科学技術の脆弱さを目の当たりにした現在、人間と自然との関係を見直し、防災と環境、更には地域が抱える様々な課題とともに解決していくことが求められています。

事前復興まちづくりや復興都市計画、これらに伴う都市計画制度の見直しも進められており、見直しの視点や東日本大震災復興上の課題などが審議されています。

以上を踏まえ、居住地移転が先行する計画の課題として、移転ありきではない「共災」や「克災」の観点からの選択肢があることも踏まえて、生態的秩序に沿った土地利用への転換が求められます。(裏面続く)



地震・津波(YAHOO ブログ)



土砂災害(NAVER)



火山・噴火(YAHOO)



洪水・氾濫(NAVER)

4. 防災の限界に潜む危機

右の写真は、穴吹町の民家です。吉野川を挟む対岸の脇町は「川の恵みを楽しんだ歴史」であり、穴吹町は「災いと戦いの歴史」とあるといわれています。

穴吹町のかつての民家は、地盤が高く盛られ、蔵は更に高い石積みが築かれています。これは正に「共災」であり、吉野川河畔の水害防備林もその名残といえます。このように治水や治山における先人の知恵は国内随所に見ることができます。また、穴吹町は舞中島と称される吉野川の中島に集落が集積した国内唯一の人が暮らす中島と言われていましたが、現在は築堤によって明連川がせき止められ中島の形態は無くなっています。そして、近年の住宅はかつての地盤嵩上げはなくなりました。このことは、想定を超える豪雨や洪水による堤防決壊の場合には、**甚大な被害が及び危機を潜在**させることになりました。

この例は、治水における「共災」から「防災」への転換の例となりますが、未曾有の災害は必然であることを肝に銘じ、今こそ、先人の自然と共存する叡智と技術としての「共災」、そして、災害を克服する精神としての「**共災**」による「**国土柔軟化**」に期待します。



撮影：2004/03/14(榎本)

■ビオトープ・カルテ みんなで集めるビオトープ情報 ～静かに拡大を続ける外来種～

記者：榎本幸実（会員）

【徳島県内でも拡大するタカサゴユリ】



ビオトープ・タイプ：草地（造成法面）

規模：約 300 ㎡（L200m W15m）

環境特性：自動車専用道路路体法面（道路管理用地）

セイタカアワダチソウの群生と自然移入の低木が点在

周辺土地利用：住宅地域

撮影年月日：2015年8月12日

場所：徳島市川内町

徳島県内では、鳴門市の自動車専用道路や国道11号の法面での生育が顕著で、この他に、国道318号の徳島県側の山間部の道路法面や路肩、神山森林公園(本紙035参照)でも小規模な群生を見かけました。また、民家の庭先でも見かけます。特定外来種ではないですが、テッポウユリとの交雑種(新テッポウユリ)も出現し専門家の間では問題とされ、徳島でも注視が必要になってきたようです。

■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう!

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより
無断転載禁止：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。 (編集局)

【計画部門の択一問題：正答と解説は次号で紹介】

問080：エコロードについて述べた次の文のうち、誤っているのはどれですか？

1. インターチェンジ近くに設けられるループ内側の環境施設帯については、ドライバーの視界を確保するため、芝を貼る必ず草丈の低い人工草地とする必要がある。
2. 道路を横断する中大型の哺乳類のロードキルを避けるため、獣道などと交差する位置には、道路横断用にアンダーパスやオーバブリッジなどを設置することが望ましい。
3. 野鳥が飛来して高速道路を横断する際、両脇の道路法面に植栽された高木は、飛翔高確保の上で重要な役割を果たす。
4. 道路側溝を敷設する際、カメ類、カエル類、鳥類の雛など、落下した生きものが這い出せるように、斜路の付いた側溝を使用することが望ましい。
5. 道路建設に伴って移植した希少な植物種については、道路建設後もモニタリング調査を実施し、良好な生育環境を維持する必要がある。

■前号079（環境関連法の択一問題）の正答「2」

未判定外来生物とは、外来生物（移入種）のうち、特に生態系等へ被害を及ぼすおそれがある疑いのあるものとして、**外来生物法によって規定された生物**です。2005年2月現在、マングース、ハブ、ヒキガエルなどが在来種などを除いて**属あるいは科ごと指定候補**となっています。主務省令で指定された未判定外来生物を輸入しようとする場合には、**主務大臣への届出**が必要となります。届出を受けた主務大臣は、その未判定外来生物が生態系等へ被害を及ぼすおそれがあるか否かを**判定して結果を通知**しなければならず、この**通知が出るまで間は、輸入が制限**されます。

2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報のもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。 ふるってご参加ください！ 編集局
 [E-mail: kanv@nifty.com URL: <http://biotopetokushima.yu-yake.com>]